

議案第14号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍・住民基本台帳関係手数料の部の表第1号の項を次のように改める。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく			
ア 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付	1通	450	
イ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2	1件	400	

で定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

ウ 除かれた戸籍の謄抄本 又は除籍証明書の交付	1 通	750
エ 除籍電子証明書提供用 識別符号の発行(情報通 信技術を活用した行政の 推進等に関する法律第7 条第1項の規定により電 子情報処理組織を使用す	1 件	700

<p>る方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>証明事項 1件</p>	<p>350</p>
<p>オ 戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>証明事項 1件</p>	<p>450</p>
<p>カ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</p> <p>キ 届出若しくは申請の受理証明、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明</p>	<p>1通</p>	<p>350</p>
<p>ク 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離</p>	<p>1通</p>	<p>1,400</p>

縁又は認知の届出の受理 の証明			
ケ 届書その他市長の受理 した書類の閲覧又は届書 等情報の内容を表示した ものの閲覧	1 件	350	

別表消防関係手数料の部の表第2号の部第2号の項金額の欄エ中「(平成12年自治省令第5号)第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

理 由

戸籍に関する手数料を定め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第14号参考資料

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳関係手数料				別表（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳関係手数料			
手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく ア 戸籍の謄抄本又は <u>磁気ディスク</u> をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450		(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく ア 戸籍の謄抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付 イ <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2で定めるものに限る。以	1通 1件	450 400	

<p>イ <u>除かれた戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製され除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の</u>交付</p>	1通	750	<p><u>下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>	1通	750
			<p>ウ <u>除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の交付</u></p>		
			<p>エ <u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理</u></p>	1件	700

ウ 戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件	350
エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件	450
オ 届出若しくは申請の受理証明又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明	1通	350
カ 上質紙を用いた婚姻、離婚、養	1通	1,400

<u>組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u> における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
オ 戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件	350
カ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件	450
キ 届出若しくは申請の受理証明、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明	1通	350
ク 上質紙を用いた婚姻、離婚、養	1通	1,400

子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明			
キ 届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類 1 件	350	
(略)	(略)	(略)	(略)

子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明			
ク 届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件	350	
(略)	(略)	(略)	(略)

(表略)
消防関係手数料

(表略)
消防関係手数料

手数料を徴収する事務		金額
(略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条	(略)	(略)
第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～ウ (略) エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。））、浮き蓋付特定屋外タンク

手数料を徴収する事務		金額
(略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条	(略)	(略)
第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～ウ (略) エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。））、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外

		<p>貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同省令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>オ～シ (略)</p>			<p>貯蔵タンクのうち、同省令第1条の4に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>オ～シ (略)</p>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)